

令和4年度「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築に関する調査研究」
審査要領

I 採択案件の決定方法

「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築に関する調査研究」の委託先決定のため、申請のあった企画提案書について、審査委員会において書類選考を実施し、評価点が最も高い者を採択案件に決定する。

なお、必要に応じ、申請団体に対して、提出書類の内容の確認や変更、追加資料の提出等を求めることがある。

II 審査方法等

〔審査体制〕

文部科学省総合教育政策局に設置された審査委員会において、企画提案書に基づき、審査を実施する。審査は、原則として5名の審査委員によって行う。各審査委員が実施した評価の結果については、採択決定の前にあらかじめ共有するものとする。

〔追加資料の要求〕

審査委員は、必要に応じて審査期間中に企画提案書のほかに、企画提案内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

〔利害関係者の審査〕

- 1 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に申し出なければならない。
 - ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審

査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

〔留意事項〕

審査委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ 審査で知り得た情報を口外してはならないこと。
- ・ 競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は生涯学習推進課に申し出なければならないこと。